

令和8年度 航空機騒音測定装置保守点検業務 仕様書

1 趣旨

この仕様書は、宮城県岩沼市（以下「本市」という。）が、航空機騒音固定測定局（以下「固定測定局」という。）に設置している及び航空機騒音移動測定局（以下「移動測定局」という。）に設置する騒音測定器等（以下「測定器」という。）が正常に稼働するための保守点検業務を、保守点検業務受注者（以下「受注者」という。）に委託するにあたって、必要な事項を規定する。

2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

岩沼市全域 地内

4 対象機器の設置場所等

(1) 固定測定局の測定器（別紙

① 矢野目固定局【型式：DL-100/LE】 I-14

岩沼市下野郷字出雲屋敷10-1 株式会社中目建設

② 相の原固定局【型式：DL-X1】 I-4

岩沼市相の原二丁目3-1 岩沼北中学校

③ 末広固定局【型式：DL-100/LE】 I-15

岩沼市末広二丁目2-1 中山様宅

④ 梶橋固定局【型式：DL-X1】 I-1

岩沼市梶橋218 旧梶橋集会所裏

⑤ 小川固定局【型式：DL-100/LE】 I-23

岩沼市小川字冠木26-1 小川公会堂

(2) 移動測定局の測定器【型式：DL-100/LE（可搬型） 2台】

保管場所：岩沼市市民経済部生活環境課内

測定地点は以下のとおり。なお、移動測定局における測定器の保守点検は、航空機騒音測定の実施にあわせて測定地点において行うものとする。（※いずれの箇所で実施するかは別に受注者と協議する。）

① 岩沼市朝日一丁目1-10 I-3

② 岩沼市桜二丁目3-13 I-5

③ 岩沼市下野郷字上中筋67 I-7

④ 岩沼市下野郷字館外391 I-8

⑤ 岩沼市恵み野二丁目3番地 I-21

⑥ 岩沼市下野郷字長塚14-18 I-16

⑦ 岩沼市志賀字八幡16 臨時

5 保守点検対象機器

(1) 固定測定局における測定器

航空機騒音自動測定器及びその付属装置、航空機騒音識別装置、無停電電源装置通信機器

(2) 移動測定局における測定器

航空機騒音自動測定器及びその付属装置、航空機騒音識別装置、無停電電源装置

6 保守点検の内容

受注者は、委託者及び測定局の施設管理者と十分打合せを行い、次の保守点検を行う。

(1) 定期点検

① 測定局の定期点検

受注者は、固定測定局及び移動測定局の測定器について定期点検を年2回実施する。

また、定期点検の項目は次のとおりとし、作業員は責任者を含め2名以上とする。

ア 測定局の構成機器の総合動作チェック

イ 測定器センサー等の取り付け状況チェック

ウ 騒音計校正（音響校正器を用いて精度を確認し必要な調整を実施する。なお、精度調整の許容誤差範囲は、 ± 1 dB以内とする。）

また、騒音計の本体No及び検定期限の確認。

エ 電源装置、無停電電源装置バッテリーのチェック及び供給電源のチェック

オ 通信機器の動作確認（固定測定局）

カ データ記録装置の動作確認（内臓記録ドライブ、USBメモリー又はメモ리카ード等）

② 異常時の対応

定期点検又は騒音計校正時に異常を発見したときは、直ちにその状況を本市に報告することとする。なお、機器の修理・交換等が必要な場合にあっては、速やかに本市の指示を受けて、適切な措置を講ずるものとする。

(2) 臨時点検

① 受注者は、定期点検以外の保守管理で、本市から別に指示があった場合は、直ちに臨時点検を実施するものとする。

② 受注者は、臨時点検を実施したときは、速やかに本市に原因及び修理箇所等の状況を報告するものとする。

(3) 消耗品等

受注者が定期点検、臨時点検の実施にあたって必要と認める消耗品・定期交換部品は、本市が現品を支給するものとする。

(4) 特別保守サービス業務

次の事由に起因して発生した保守作業については、特別保守を行う。特別保守サービス業務を行う場合は、本契約とは別料金とし、あらかじめ見積書を提出し承認後作業に

着手する。

① 受注者の責に帰さない、管理不完全、その他故意又は重大な過失による破損と認められた場合。

② 天災地変又は火災、その他受注者の責に帰さない事由による場合。

③ 機器のオーバーホールを必要とする場合。

(5) 無停電電源用バッテリー

受注者は測定器に備え付けられているバッテリー等について、停電時等に測定が停止しないよう保守点検を行い、必要がある場合は交換をするものとする。

・交換予定測定局：矢野目固定局、末広固定局、小川固定局

7 報 告

(1) 年間計画書の提出

受注者は、受託後速やかに定期点検に関する日程の年間計画書及び作業責任者の氏名を本市に報告することとする。

(2) 定期点検結果に関する報告

受注者は、定期点検結果について実施後10日以内に本市に報告することとする。

(3) 異常時の点検結果等に関する報告

受注者は、異常時の点検等の結果について、実施後10日以内に本市に報告することとする。

8 契約代金額の支払条件

本業務における契約代金額の支払いは、業務完了後に一括で支払うものとする。また、受注者は検査職員による検査合格の後、適切な請求書を監督職員に提出すること。なお、当該請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

9 その他

この仕様書の定めのない事項については、両者の協議によりこれを定める。

仙台空港周辺の航空機騒音測定地点

測定者	種類	ID	場所
岩沼市	通年測定	I-1	梶橋
		I-4	相の原
		I-14	矢野目
		I-15	末広
		I-23	小川
	短期測定	I-3	朝日
		I-5	桜
		I-7	上中筋
		I-8	矢野目
		I-16	竹ノ内
臨時測定	臨時	I-21	恵み野
名取市	通年測定	N-2	杉ヶ袋
		N-5	愛島
		N-13	堀内
		N-14	名取が丘
		N-15	植松
短期測定	N-1	杉ヶ袋	
	N-16	杉ヶ袋	
	N-18	杉ヶ袋北	
宮城県	通年測定	MS-2	本郷
		MS-1	館腰
		MS-7	杉ヶ袋
		MS-8	耕谷
		MS-9	杉前
		MS-10	矢野目
	短期測定	S-1	本郷

☆臨時
(地図外)



※出展: 国土地理院ウェブサイト(宮城県で一部加工)
 ※MS-1は令和4年10月に移設。
 ※MS-8~10については、令和4年度まで短期測定を実施し、令和5年度より通年測定を実施。
 ※MS-11については、令和5年度より通年測定を実施。

凡例 ● 県通年 7局 ▲ 名取市通年 5局 ■ 岩沼市通年 5局
 ○ 県短期 1局 △ 名取市短期 3局 □ 岩沼市短期 6局

環境基準の類型をあてはめる地域は、赤線で囲まれた地域のうち、仙台空港の敷地を除いた地域

※通年測定は24時間365日測定、短期測定は1週間の連続測定を年2回、臨時測定は1週間の連続測定を年4回

☆ 岩沼市臨時 1局